

年度		9～11	12～14
土地	宅地	固定資産評価基準 (市街地宅地評価法、その他の宅地評価法)	固定資産評価基準 (市街地宅地評価法、その他の宅地評価法)
	農地	固定資産評価基準	固定資産評価基準
	山林	同上	同上
	その他	同上(付近地目に比準)	同上(付近地目に比準)
家屋	木造	固定資産評価基準 (本則)(経過措置)	固定資産評価基準 (本則)(経過措置)
	非木造	同上	同上
償却資産		各年度とも当該年度の固定資産評価基準による	各年度とも当該年度の固定資産評価基準による

年度		9～11	12～14																																																																																					
固定資産税	負担水準区分に応じた負担調整率を前年度課税標準額に乗じて得た額とする。		負担水準区分に応じた負担調整率を前年度課税標準額に乗じて得た額とする。																																																																																					
	<ul style="list-style-type: none"> 商業地等の宅地の負担水準 = $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額}} \times 100\%$ 住宅用地の負担水準 = $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額} \times \text{住宅用地特例率}} \times 100\%$ 農地の負担水準 = $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額}} \times 100\%$ 		<ul style="list-style-type: none"> 商業地等の宅地の負担水準 = $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額}} \times 100\%$ 住宅用地の負担水準 = $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額} \times \text{住宅用地特例率}} \times 100\%$ 農地の負担水準 = $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額}} \times 100\%$ 																																																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">商業地等の宅地</td> <td>80%を超えるもの</td> <td>80%まで引下げ</td> </tr> <tr> <td>60%以上80%以下のもの</td> <td>据え置き</td> </tr> <tr> <td>40%以上60%未満のもの</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>30%以上40%未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>20%以上30%未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>10%以上20%未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>10%未満のもの</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">住宅用地</td> <td>100%以上</td> <td>本則課税</td> </tr> <tr> <td>80%以上100%未満のもの</td> <td>据え置き</td> </tr> <tr> <td>40%以上80%未満のもの</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>30%以上40%未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>20%以上30%未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>10%以上20%未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>10%未満のもの</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">農地</td> <td>90%以上</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>80%以上90%未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>70%以上80%未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>70%未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table>		区分	負担水準	負担調整率	商業地等の宅地	80%を超えるもの	80%まで引下げ	60%以上80%以下のもの	据え置き	40%以上60%未満のもの	1.025	30%以上40%未満のもの	1.05	20%以上30%未満のもの	1.075	10%以上20%未満のもの	1.1	10%未満のもの	1.15	住宅用地	100%以上	本則課税	80%以上100%未満のもの	据え置き	40%以上80%未満のもの	1.025	30%以上40%未満のもの	1.05	20%以上30%未満のもの	1.075	10%以上20%未満のもの	1.1	10%未満のもの	1.15	農地	90%以上	1.025	80%以上90%未満のもの	1.05	70%以上80%未満のもの	1.075	70%未満のもの	1.1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">商業地等の宅地 ()内はH14に適用</td> <td>75(70)%を超えるもの</td> <td>75(70)%まで引下げ</td> </tr> <tr> <td>60%以上75(70)%以下のもの</td> <td>据え置き</td> </tr> <tr> <td>40%以上60%未満のもの</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>30%以上40%未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>20%以上30%未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>10%以上20%未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>10%未満のもの</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">住宅用地</td> <td>100%以上</td> <td>本則課税</td> </tr> <tr> <td>80%以上100%未満のもの</td> <td>据え置き</td> </tr> <tr> <td>40%以上80%未満のもの</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>30%以上40%未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>20%以上30%未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>10%以上20%未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>10%未満のもの</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">農地</td> <td>90%以上</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>80%以上90%未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>70%以上80%未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>70%未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table>		区分	負担水準	負担調整率	商業地等の宅地 ()内はH14に適用	75(70)%を超えるもの	75(70)%まで引下げ	60%以上75(70)%以下のもの	据え置き	40%以上60%未満のもの	1.025	30%以上40%未満のもの	1.05	20%以上30%未満のもの	1.075	10%以上20%未満のもの	1.1	10%未満のもの	1.15	住宅用地	100%以上	本則課税	80%以上100%未満のもの	据え置き	40%以上80%未満のもの	1.025	30%以上40%未満のもの	1.05	20%以上30%未満のもの	1.075	10%以上20%未満のもの	1.1	10%未満のもの	1.15	農地	90%以上	1.025	80%以上90%未満のもの	1.05	70%以上80%未満のもの	1.075	70%未満のもの	1.1
	区分	負担水準	負担調整率																																																																																					
	商業地等の宅地	80%を超えるもの	80%まで引下げ																																																																																					
		60%以上80%以下のもの	据え置き																																																																																					
		40%以上60%未満のもの	1.025																																																																																					
		30%以上40%未満のもの	1.05																																																																																					
		20%以上30%未満のもの	1.075																																																																																					
		10%以上20%未満のもの	1.1																																																																																					
10%未満のもの		1.15																																																																																						
住宅用地	100%以上	本則課税																																																																																						
	80%以上100%未満のもの	据え置き																																																																																						
	40%以上80%未満のもの	1.025																																																																																						
	30%以上40%未満のもの	1.05																																																																																						
	20%以上30%未満のもの	1.075																																																																																						
	10%以上20%未満のもの	1.1																																																																																						
	10%未満のもの	1.15																																																																																						
農地	90%以上	1.025																																																																																						
	80%以上90%未満のもの	1.05																																																																																						
	70%以上80%未満のもの	1.075																																																																																						
	70%未満のもの	1.1																																																																																						
区分	負担水準	負担調整率																																																																																						
商業地等の宅地 ()内はH14に適用	75(70)%を超えるもの	75(70)%まで引下げ																																																																																						
	60%以上75(70)%以下のもの	据え置き																																																																																						
	40%以上60%未満のもの	1.025																																																																																						
	30%以上40%未満のもの	1.05																																																																																						
	20%以上30%未満のもの	1.075																																																																																						
	10%以上20%未満のもの	1.1																																																																																						
	10%未満のもの	1.15																																																																																						
住宅用地	100%以上	本則課税																																																																																						
	80%以上100%未満のもの	据え置き																																																																																						
	40%以上80%未満のもの	1.025																																																																																						
	30%以上40%未満のもの	1.05																																																																																						
	20%以上30%未満のもの	1.075																																																																																						
	10%以上20%未満のもの	1.1																																																																																						
	10%未満のもの	1.15																																																																																						
農地	90%以上	1.025																																																																																						
	80%以上90%未満のもの	1.05																																																																																						
	70%以上80%未満のもの	1.075																																																																																						
	70%未満のもの	1.1																																																																																						
<ul style="list-style-type: none"> 住宅用地の特例措置 <ul style="list-style-type: none"> ①小規模住宅用地…評価額×1/6 ②一般住宅用地 …評価額×1/3 著しい地価の下落があった土地の税負担については一定の要件のいずれをも満たすものについては、その税額は据え置かれます。 		<ul style="list-style-type: none"> 住宅用地の特例措置 <ul style="list-style-type: none"> ①小規模住宅用地…評価額×1/6 ②一般住宅用地 …評価額×1/3 著しい地価の下落があった土地の税負担については一定の要件のいずれをも満たすものについては、その税額は据え置かれます。 																																																																																						

年度		9～11	12～14
都市計画税	宅地等	固定資産税と同じ (注) 住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額×1/3 ②一般住宅用地 …評価額×2/3	固定資産税と同じ (注) 住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額×1/3 ②一般住宅用地 …評価額×2/3
	農地	固定資産税と同じ	固定資産税と同じ

年度		15～17	18～23
土地	宅地	固定資産評価基準 (市街地宅地評価法、その他の宅地評価法)	固定資産評価基準 (市街地宅地評価法、その他の宅地評価法)
	農地	固定資産評価基準	固定資産評価基準
	山林	同上	同上
	その他	同上(付近地目に比準)	同上(付近地目に比準)
家屋	木造	固定資産評価基準 (本則)(経過措置)	固定資産評価基準 (本則)(経過措置)
	非木造	同上	同上
償却資産		各年度とも当該年度の固定資産評価基準による	各年度とも当該年度の固定資産評価基準による

年度		15～17	18～23																																																															
固定資産税	負担水準区分に応じた負担調整率を前年度課税標準額に乗じて得た額とする。		負担水準区分に応じて当該年度課税標準額を求める。																																																															
	・商業地等の宅地の負担水準	$= \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額}} \times 100\%$	・商業地等の負担水準 $= \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額}} \times 100\%$																																																															
	・住宅用地の負担水準	$= \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額} \times \text{住宅用地特例率}} \times 100\%$	・住宅用地の負担水準 $= \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{本則課税標準額}^{(*)}} \times 100\%$																																																															
	・農地の負担水準	$= \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額} \times 1/3^{(*)}} \times 100\%$	(*)本則課税標準額＝新評価額×住宅用地特例率																																																															
	(*)は市街化区域農地に適用																																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">商業地等の宅地</td> <td>70%を超えるもの</td> <td>70%まで引下げ</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%以下のもの</td> <td>据え置き</td> </tr> <tr> <td>40%以上60%未満のもの</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>30%以上40%未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>20%以上30%未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>10%以上20%未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>10%未満のもの</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">住宅用地</td> <td>100%以上</td> <td>本則課税</td> </tr> <tr> <td>80%以上100%未満のもの</td> <td>据え置き</td> </tr> <tr> <td>40%以上80%未満のもの</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>30%以上40%未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>20%以上30%未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>10%以上20%未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">農地</td> <td>90%以上</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>80%以上90%未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>70%以上80%未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>70%未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table>		区分	負担水準	負担調整率	商業地等の宅地	70%を超えるもの	70%まで引下げ	60%以上70%以下のもの	据え置き	40%以上60%未満のもの	1.025	30%以上40%未満のもの	1.05	20%以上30%未満のもの	1.075	10%以上20%未満のもの	1.1	10%未満のもの	1.15	住宅用地	100%以上	本則課税	80%以上100%未満のもの	据え置き	40%以上80%未満のもの	1.025	30%以上40%未満のもの	1.05	20%以上30%未満のもの	1.075	10%以上20%未満のもの	1.1	農地	90%以上	1.025	80%以上90%未満のもの	1.05	70%以上80%未満のもの	1.075	70%未満のもの	1.1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>当該年度課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%を超えるもの</td> <td>評価額×0.7</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%以下のもの</td> <td>前年度課税標準額に据え置き</td> </tr> <tr> <td>60%未満のもの</td> <td>前年度課税標準額＋新評価額×0.05…A</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Aが評価額×60%を上回る場合 評価額×0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Aが評価額×20%を下回る場合 評価額×0.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住宅用地</td> <td>100%以上</td> <td>本則課税標準額</td> </tr> <tr> <td>80%以上100%未満のもの</td> <td>前年度課税標準額に据え置き</td> </tr> <tr> <td>80%未満のもの</td> <td>前年度課税標準額＋本則課税標準額×0.05…B</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Bが評価額×80%を上回る場合 評価額×0.8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Bが評価額×20%を下回る場合 評価額×0.2</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	当該年度課税標準額	70%を超えるもの	評価額×0.7	60%以上70%以下のもの	前年度課税標準額に据え置き	60%未満のもの	前年度課税標準額＋新評価額×0.05…A		Aが評価額×60%を上回る場合 評価額×0.6		Aが評価額×20%を下回る場合 評価額×0.2	住宅用地	100%以上	本則課税標準額	80%以上100%未満のもの	前年度課税標準額に据え置き	80%未満のもの	前年度課税標準額＋本則課税標準額×0.05…B		Bが評価額×80%を上回る場合 評価額×0.8		Bが評価額×20%を下回る場合 評価額×0.2
	区分	負担水準	負担調整率																																																															
	商業地等の宅地	70%を超えるもの	70%まで引下げ																																																															
		60%以上70%以下のもの	据え置き																																																															
		40%以上60%未満のもの	1.025																																																															
30%以上40%未満のもの		1.05																																																																
20%以上30%未満のもの		1.075																																																																
10%以上20%未満のもの		1.1																																																																
10%未満のもの		1.15																																																																
住宅用地	100%以上	本則課税																																																																
	80%以上100%未満のもの	据え置き																																																																
	40%以上80%未満のもの	1.025																																																																
	30%以上40%未満のもの	1.05																																																																
	20%以上30%未満のもの	1.075																																																																
	10%以上20%未満のもの	1.1																																																																
農地	90%以上	1.025																																																																
	80%以上90%未満のもの	1.05																																																																
	70%以上80%未満のもの	1.075																																																																
	70%未満のもの	1.1																																																																
負担水準	当該年度課税標準額																																																																	
70%を超えるもの	評価額×0.7																																																																	
60%以上70%以下のもの	前年度課税標準額に据え置き																																																																	
60%未満のもの	前年度課税標準額＋新評価額×0.05…A																																																																	
	Aが評価額×60%を上回る場合 評価額×0.6																																																																	
	Aが評価額×20%を下回る場合 評価額×0.2																																																																	
住宅用地	100%以上	本則課税標準額																																																																
	80%以上100%未満のもの	前年度課税標準額に据え置き																																																																
	80%未満のもの	前年度課税標準額＋本則課税標準額×0.05…B																																																																
	Bが評価額×80%を上回る場合 評価額×0.8																																																																	
	Bが評価額×20%を下回る場合 評価額×0.2																																																																	
住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額×1/6 ②一般住宅用地 …評価額×1/3		住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額×1/6 ②一般住宅用地 …評価額×1/3																																																																
著しい地価の下落があった土地の税負担については一定の要件のいずれをも満たすものについては、その税額は据え置かれます。																																																																		
年度		15～17	18～23																																																															
都市計画税	宅地等	固定資産税と同じ (注) 住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額×1/3 ②一般住宅用地 …評価額×2/3	固定資産税と同じ (注) 住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額×1/3 ②一般住宅用地 …評価額×2/3																																																															
	農地	固定資産税と同じ ただし市街化区域農地は新評価額の2/3が本則	固定資産税と同じ ただし市街化区域農地は新評価額の2/3が本則																																																															

年度		15～17	18～23
都市計画税	宅地等	固定資産税と同じ (注) 住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額×1/3 ②一般住宅用地 …評価額×2/3	固定資産税と同じ (注) 住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額×1/3 ②一般住宅用地 …評価額×2/3
	農地	固定資産税と同じ ただし市街化区域農地は新評価額の2/3が本則	固定資産税と同じ ただし市街化区域農地は新評価額の2/3が本則

年度		24～26	27～30
区分			
土地	宅地	固定資産評価基準 (市街地宅地評価法、その他の宅地評価法)	固定資産評価基準 (市街地宅地評価法、その他の宅地評価法)
	農地	固定資産評価基準	固定資産評価基準
	山林	同上	同上
	その他	同上(付近地目に比準)	同上(付近地目に比準)
家屋	木造	固定資産評価基準 (本則)(経過措置)	固定資産評価基準 (本則)(経過措置)
	非木造	同上	同上
償却資産		各年度とも当該年度の固定資産評価基準による	各年度とも当該年度の固定資産評価基準による

年度		24～26	27～令和元年																																
区分																																			
固定資産税	宅地等	負担水準区分に応じて当該年度課税標準額を求める。 ・商業地等の負担水準 $= \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額}} \times 100\%$ ・住宅用地の負担水準 $= \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{本則課税標準額}(\ast)} \times 100\%$ (*本則課税標準額=新評価額×住宅用地特例率)	負担水準区分に応じて当該年度課税標準額を求める。 ・商業地等の負担水準 $= \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額}} \times 100\%$ ・住宅用地の負担水準 $= \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{本則課税標準額}(\ast)} \times 100\%$ (*本則課税標準額=新評価額×住宅用地特例率)																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>当該年度課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%を超えるもの</td> <td>評価額×0.7</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%以下のもの</td> <td>前年度課税標準額に据え置き</td> </tr> <tr> <td>60%未満のもの</td> <td>前年度課税標準額+新評価額×0.05…A Aが評価額×60%を上回る場合 評価額×0.6 Aが評価額×20%を下回る場合 評価額×0.2</td> </tr> <tr> <td>24年度 100%以上</td> <td>本則課税標準額</td> </tr> <tr> <td>・90%以上100%未満のもの</td> <td>前年度課税標準額に据え置き</td> </tr> <tr> <td>25年度 90%未満のもの</td> <td>前年度課税標準額+本則課税標準額×0.05…B Bが評価額×90%を上回る場合 評価額×0.9 Bが評価額×20%を下回る場合 評価額×0.2</td> </tr> <tr> <td>26年度 100%以上</td> <td>本則課税標準額</td> </tr> <tr> <td>100%未満のもの</td> <td>前年度課税標準額×0.05…B</td> </tr> <tr> <td>Bが評価額×20%を下回る場合</td> <td>評価額×0.2</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	当該年度課税標準額	70%を超えるもの	評価額×0.7	60%以上70%以下のもの	前年度課税標準額に据え置き	60%未満のもの	前年度課税標準額+新評価額×0.05…A Aが評価額×60%を上回る場合 評価額×0.6 Aが評価額×20%を下回る場合 評価額×0.2	24年度 100%以上	本則課税標準額	・90%以上100%未満のもの	前年度課税標準額に据え置き	25年度 90%未満のもの	前年度課税標準額+本則課税標準額×0.05…B Bが評価額×90%を上回る場合 評価額×0.9 Bが評価額×20%を下回る場合 評価額×0.2	26年度 100%以上	本則課税標準額	100%未満のもの	前年度課税標準額×0.05…B	Bが評価額×20%を下回る場合	評価額×0.2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>当該年度課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%を超えるもの</td> <td>評価額×0.7</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%以下のもの</td> <td>前年度課税標準額に据え置き</td> </tr> <tr> <td>60%未満のもの</td> <td>前年度課税標準額+新評価額×0.05…A Aが評価額×60%を上回る場合 評価額×0.6 Aが評価額×20%を下回る場合 評価額×0.2</td> </tr> <tr> <td>100%以上</td> <td>本則課税標準額</td> </tr> <tr> <td>100%未満のもの</td> <td>前年度課税標準額+本則課税標準額×0.05…B Bが本則課税標準額を上回る場合 本則課税標準額 Bが本則課税標準額×20%を下回る場合 本則課税標準額×0.2</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	当該年度課税標準額	70%を超えるもの	評価額×0.7	60%以上70%以下のもの	前年度課税標準額に据え置き	60%未満のもの	前年度課税標準額+新評価額×0.05…A Aが評価額×60%を上回る場合 評価額×0.6 Aが評価額×20%を下回る場合 評価額×0.2	100%以上	本則課税標準額	100%未満のもの	前年度課税標準額+本則課税標準額×0.05…B Bが本則課税標準額を上回る場合 本則課税標準額 Bが本則課税標準額×20%を下回る場合 本則課税標準額×0.2
		負担水準	当該年度課税標準額																																
		70%を超えるもの	評価額×0.7																																
60%以上70%以下のもの	前年度課税標準額に据え置き																																		
60%未満のもの	前年度課税標準額+新評価額×0.05…A Aが評価額×60%を上回る場合 評価額×0.6 Aが評価額×20%を下回る場合 評価額×0.2																																		
24年度 100%以上	本則課税標準額																																		
・90%以上100%未満のもの	前年度課税標準額に据え置き																																		
25年度 90%未満のもの	前年度課税標準額+本則課税標準額×0.05…B Bが評価額×90%を上回る場合 評価額×0.9 Bが評価額×20%を下回る場合 評価額×0.2																																		
26年度 100%以上	本則課税標準額																																		
100%未満のもの	前年度課税標準額×0.05…B																																		
Bが評価額×20%を下回る場合	評価額×0.2																																		
負担水準	当該年度課税標準額																																		
70%を超えるもの	評価額×0.7																																		
60%以上70%以下のもの	前年度課税標準額に据え置き																																		
60%未満のもの	前年度課税標準額+新評価額×0.05…A Aが評価額×60%を上回る場合 評価額×0.6 Aが評価額×20%を下回る場合 評価額×0.2																																		
100%以上	本則課税標準額																																		
100%未満のもの	前年度課税標準額+本則課税標準額×0.05…B Bが本則課税標準額を上回る場合 本則課税標準額 Bが本則課税標準額×20%を下回る場合 本則課税標準額×0.2																																		
住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額×1/6 ②一般住宅用地 …評価額×1/3	住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額×1/6 ②一般住宅用地 …評価額×1/3																																		
負担水準区分に応じた負担調整率を前年度課税標準額に乗じて得た額とする。 ・負担水準 $= \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額} \times 1/3(\ast)} \times 100\%$ (*は市街化区域農地に適用)	負担水準区分に応じた負担調整率を前年度課税標準額に乗じて得た額とする。 ・負担水準 $= \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額} \times 1/3(\ast)} \times 100\%$ (*は市街化区域農地に適用)																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>80%以上90%未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>70%以上80%未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>70%未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table> ただし、評価額(×1/3)を超えるときは評価額(×1/3)とする。	負担水準	負担調整率	90%以上	1.025	80%以上90%未満のもの	1.05	70%以上80%未満のもの	1.075	70%未満のもの	1.1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>80%以上90%未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>70%以上80%未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>70%未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table> ただし、評価額(×1/3)を超えるときは評価額(×1/3)とする。	負担水準	負担調整率	90%以上	1.025	80%以上90%未満のもの	1.05	70%以上80%未満のもの	1.075	70%未満のもの	1.1														
負担水準	負担調整率																																		
90%以上	1.025																																		
80%以上90%未満のもの	1.05																																		
70%以上80%未満のもの	1.075																																		
70%未満のもの	1.1																																		
負担水準	負担調整率																																		
90%以上	1.025																																		
80%以上90%未満のもの	1.05																																		
70%以上80%未満のもの	1.075																																		
70%未満のもの	1.1																																		
都市計画税	宅地等	固定資産税と同じ (注)住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額×1/3 ②一般住宅用地 …評価額×2/3	固定資産税と同じ (注)住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額×1/3 ②一般住宅用地 …評価額×2/3																																
	農地	固定資産税と同じ ただし市街化区域農地は新評価額の2/3が本則	固定資産税と同じ ただし市街化区域農地は新評価額の2/3が本則																																